

地域教育協議会事業(すこやかネット) 委託契約の手引き

豊中市地域教育協議会(すこやかネット)事業委託契約について

- I. 委託契約の流れ
- II. 事業委託執行要領
- III. フェスタ等について
- IV. 保険について
- V. 各種様式(記入例)

【実施申込】

- 事業実施申込書
- 事業実施計画書 (様式1)
- 収支予算書 (様式2)
- 請求書 (様式3)
- 口座振替依頼書 (様式4)

【実施報告】

- 事業完了報告書
- 事業実施報告書 (様式5)
- 収支決算書 (様式6)
- 領収書 (様式7)
- 支出伝票 (様式8)

【その他】

- 事故発生状況報告書(様式9)
- 事業変更届(様式10)

豊中市地域教育協議会(すこやかネット)事業委託契約について

I. 委託契約の流れ

《各校区地域教育協議会》

《事務局》

事業委託契約

【提出書類】

- (1) 事業実施申込書
- (2) 事業実施計画書 (様式 1)
- (3) 収支予算書 (様式 2)
- (4) 請求書 (様式 3)
- (5) 口座振替依頼書 (様式 4)

【提出期限】 令和 5 年 3 月 31 日 (金)

審査・決定

各地域教育協議会あて

- (1) 事業委託契約書 2 通 送付

委託金請求

【提出書類】

- (1) 事業委託契約書 2 通 (押印)
- (2) 委員名簿 (任意の様式)

【提出期限】 契約書送付後、速やかに

振込

各地域教育協議会あて

- (1) 事業委託契約書 1 通 (押印) 送付
- (2) 口座振替依頼書 (様式 4) に記載いただいた口座へ委託金振込

事業完了報告

【提出書類】

- (1) 事業完了報告書
- (2) 事業実施報告書 (様式 5)
- (3) 収支決算書 (様式 6)
- (4) 支出伝票 (様式 8)
- (5) 通帳のコピー (0 円のページ)

【提出期限】 令和 6 年 3 月 22 日 (金)

※提出期限を過ぎる場合は、事務局にご連絡ください。

戻入手続き

残金の確認

- (1) 納付書 (残金が生じた場合のみ)

精算

納付期日までに交付金返還手続きを行ってください。(残金が生じた場合のみ)

※各書類の原本は返却いたしません。

Ⅱ. 委託金の支出について

費目	支出できるもの	支出できないもの
報償費	講演会・講習会・研修会の講師、指導者の謝礼	参加者に対する弁当代、記念品謝礼
需用費	①（消耗品費）事務用品、大会・競技・講習会・フェスティバル等準備材料、広報紙・チラシの用紙代、灯油代（上限 10,000 円）、物品の修理代 ②（印刷製本費）広報紙などの印刷代、写真の現像代 ③（会議費）会議用お茶代	①（消耗品費）椅子、机、ロッカー、レターケース、等 ③（会議費）会議用弁当代、おかし代 * 参加者への景品 * 料理教室等の食材 * 食料品、フェスティバル等の出演者の弁当代
役務費	①（通信運搬費）切手代 ②（保険料）傷害保険、賠償責任保険 ③（物品購入等における）銀行振込手数料	
使用料及び賃借料	講演会会場代、資材運搬トラック借上げ代、映画フィルム借上げ代、道路使用許可証紙代、バス借上げ代、下見の際の駐車場代	
旅費	事務局指定の研修にかかる交通費、下見の際の交通費	* 参加者の交通費
その他		* 備品購入（20,000円以上の品物） * 各すこやかネットから、各小学校・PTA等に助成金・補助金・分担金等の支出

- ① 事業実施報告書（様式 5）には行事等の日付、参加人数、発行した広報誌などの部数を記入してください。
- ② 事業完了報告書類とあわせて、残高を 0 円にした通帳のコピー（残高 0 円のページと表紙のみ）をご提出ください。

- ③ 委託金は銀行口座で管理してください。
口座名義は、地域教育協議会名及び会長名を入れてください。
- ④ 領収書の宛名は、「第〇中学校区地域教育協議会」としてください。
- ⑤ 契約期間内の日付で発行された領収書のみ、支出可能です。
- ⑥ クレジットカードやポイントカードは、使用できません。
- ⑦ その他、疑問が生じた場合は、予算の執行を行う前に事務局までご相談ください。

Ⅲ. フェスタ等について

- ① フェスタ等にて飲食物を提供する場合は、開催前に保健所へご相談の上、指示に従って運営してください。

(豊中市ホームページ：臨時出店届について)

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi11/syokuhin/rinji.html>

- ② フェスタ等にて、露店を開設する場合は、消防署あてに「露店等開設届出書」をご提出ください。

(豊中市ホームページ：火気器具を使用する露店等の開設について)

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/bosai/toyonakafiredept/mosimo/kasai/rotenn.html>

Ⅳ. 保険について

- ① すこやかネット事業において事故が発生した場合、事故発生状況報告書(様式第9号)を事務局まで提出してください。到着しましたら、事務局より被災者様と連絡を取り、市長会保険または活動行事見舞金の支給手続きを進めていきます。
 - * チラシ等に「共催 豊中市教育委員会」の記載は不要です。
 - * 治療費の全額を負担するものではありません。被災者様に保険について説明される際にはご注意ください。
- ② その他保険に加入される場合の掛金については、役務費より支出してください。

地域教育協議会(すこやかネット)におけるケガに対する保険金・見舞金制度

事 故

活動に参加中の事故

往復途上の事故

* 6日以上の通院
* 入院
* 死亡・後遺障害
* 賠償

* 1～5日の通院

* 通院
* 入院
* 死亡・後遺障害

市長会保険 (全国市長会市民総合賠償補償保険)				
金	賠償	身体	1事故 10億円	
		財物	1事故 2千万円	
額	傷害	死亡・後遺障害	100万円	
		通院	6～15日	1万円
			16～30日	3万円
			31～60日	4万5千円
			61日以上	6万円
			入院	1～5日
6～15日	3万円			
16～30日	6万円			
31～60日	9万円			
61～90日	12万円			
91日以上	15万円			

活動行事見舞金 (市が主催する活動及び行事に係る見舞金支給要綱)				
金	賠償	—		
		死亡・後遺障害	30万円	
額	傷害	通院	1～5日	1日 千円
			6～15日	1万円
			16～30日	3万円
			31～60日	4万5千円
			61日以上	6万円
		入院	1～5日	1万円
6～15日	3万円			
16～30日	6万円			
31～60日	9万円			
61～90日	12万円			
91日以上	15万円			

豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業実施要綱

（目的）

第1条 豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業は、学校・家庭・地域の三者による相互連携の充実を図りながら、学校教育や地域における諸活動を活性化させるとともに、豊かな人間関係づくりを通して一人ひとりが自己実現できるよう支援し、子どもに「生きる力」を育むことを目的とする。

（実施内容）

第2条 教育長は第1条の目的を達成するために、中学校区を単位として豊中市地域教育協議会（すこやかネット）（以下「すこやかネット」という。）を設置し、別表に掲げる活動を委託するものとする。

（構成）

第3条 すこやかネットは、次に掲げる者で構成する。

- （1） 小学校、中学校、こども園、幼稚園及び保育所の関係者
- （2） P T A、公民分館、健全育成会及び社会福祉協議会その他の地域団体の関係者
- （3） その他教育長が特に必要と認める者

（運営）

第4条 すこやかネットに、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、互選によって選出する。
- 3 すこやかネットは、会長が招集し、運営に当たる。

（委託申請）

第5条 本事業の委託を希望するすこやかネットの会長は、豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業実施申込書を教育長に提出するものとする。

（報告）

第6条 すこやかネットの会長は、教育長が指定する期日までに豊中市地域教育協議会（すこやかネット）事業実施報告書を提出するものとする。

（委託金の額）

第7条 委託金の額は、毎年度予算の範囲内で教育長が定める。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から実施する。

別表

地域教育活動及び学校教育支援活動

(1) 家庭教育支援及び子育て支援に資する事業の実施
(2) フェスティバル等の地域全体で子どもたちの成長を支えることを目的とした地域住民が参加する事業の実施
(3) 地域間での情報共有のための地域コミュニティ紙の発行
(4) 清掃活動、挨拶活動等の世代を超えた地域の間人関係づくりのための事業の実施
(5) 校区巡視、校外補導巡回等の子どもの安全確保のための事業の実施
(6) 科学教室、歴史教室等の地域学習活動の実施
(7) ボランティア体験学習、職場体験学習等の学校教育への支援
(8) その他学校教育や地域における諸活動を活性化させる事業の実施